

令和7年度答申第83号  
令和8年2月16日

諮問番号 令和7年度諮問第136号（令和8年1月16日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号の規定に基づく認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不認定の処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

- (1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）

があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済するものとする旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「その他政令で定める事由」について、賃確令2条1項4号は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になったことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったこととする旨規定し、この「厚生労働省令で定める状態」について、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする旨規定する。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和7年4月18日、処分庁に対し、B社（以下「本件会社」という。）の元労働者であるとして、本件会社が賃確令2条2項の中小企業事業主であって、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないことについて認定を求める本件認定申請をした。

（認定申請書）

- (2) 処分庁は、令和7年5月29日付けで、本件認定申請につき、「事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態であるとは認められず、かつ、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない状態であるとは認められないため。」との理由を付して、本件不認定処分をした。

（不認定通知書（以下「本件不認定通知書」という。））

- (3) 審査請求人は、令和7年8月25日、審査庁に対し、本件不認定処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書、封筒）

- (4) 審査庁は、令和8年1月16日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

### 4 審査請求人の主張の要旨

本件について、「事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態であるとは認められず、かつ、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない状態であるとは認められない」は、事実とは異なるため、再審査を請求する。

本件会社とは、これまで団体交渉を何度も行ってきたが、本件会社の代表取締役及び本件会社の関係者は参加せず、代理人弁護士のみでの参加で、労務に関することや実態の把握をされていない状態であったため、話合いの収束、解決に向けた話合いもなかった。本件会社は、団体交渉を始めた令和6年11月から、①会社登記の変更、②従業員の事実上解雇（退職勧奨）、一部従業員の関連会社への移籍、③事業の移行など不審な動きをしていた。本件会社の代表取締役は、本件会社のほか、C社などのいくつかの会社を設立している。

本件会社は、審査請求人が退職する令和6年10月までは中国輸入関連の貿易事業を行っていたと認識しているが、令和7年以降は、当該事業は行っておらず、当該事業を徐々にC社へ移動していたと考えられる。現在、C社は中国輸入事業を行っており、ホームページも替わっている。また、従業員についても、令和7年1月頃、本件会社からC社に移籍している。

本件会社自体は全く事業を行っておらず、事実上、C社が引き継いで貿易関連の事業を行っているにもかかわらず、本件会社が倒産状態にないと判断されたことに納得がいかない。本件会社の収入についても、C社の従業員の給与や支払に充てられていると思うので、しっかりと調査を行っていただきたい。

以上のことから、本件不認定処分の取消しを求める。

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、審理員の意見と同旨であり、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件においては、審査請求人が、本件不認定処分は事実とは異なっている旨等を主張していることから、処分庁が「事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態であるとは認められず、かつ、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない状態であることは認められない」として本件認定申請を不認定とした本件不認定処分の適否について判断する必要がある。
- 2 本件に関しては、以下の事実が認められる。
  - (1) 令和7年5月12日付けの商業登記簿においても本件会社の廃止は認められない。
  - (2) 事業活動停止の有無について、本件会社の代理人弁護士から提出された

資料（以下「本件収支報告」という。）により、本件会社の収支は黒字になっていることが確認できる。

(3) 令和7年5月22日、本件会社の代理人弁護士は「（本件会社に）売上があるため、しばらくは法的倒産手続きを行うことはない」旨申し立てている。

3 本件審査請求の論点は、前記1で記載したとおり、処分庁が、本件会社は「事業活動が停止したものとは認められない」として、本件認定申請を不認定とした本件不認定処分の適否についてである。

この点について、審査請求人は、現在、営業を継続していない旨等を主張している。

しかしながら、前記2で認定した事実を総合的に勘案すれば、本件会社は、事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態であるとは認められず、かつ、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない状態であると認定することは困難である。

したがって、本件会社は認定基準を満たしておらず、本件不認定処分に違法又は不当な点は認められない。

4 上記のとおり、本件不認定処分には違法又は不当な点はなく、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）45条2項の規定により棄却されるべきである。

### 第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不認定処分の違法性又は不当性について

(1) 賃確法7条及び賃確令2条1項4号の規定に基づく認定を受けるためには、事業主が、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことが必要であり、その認定に当たっては、事業主の活動内容を総合的に考慮して判断すべきものである。

(2) 処分庁は、本件会社について、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない状態であるとは認められないとして本件不認定処分を行っており、審査庁は、かかる処分庁の判断に違法又は不当な点はないとしている。

処分庁の判断は、以下のとおりである。

ア 事業活動の停止の有無について

処分庁は、下記（ア）から（ウ）までのとおり、本件会社には、令和7年1月6日から同年4月21日まで、継続的な振込による収入と支出が認められること、同年5月22日に本件会社の代理人弁護士が「（本件会社に）売上有るため、しばらくは法的倒産手続きを行うことはない」と申述していることから、本件会社の事業活動が停止しているとは認められないと判断した。

（ア）本件会社は、主に会員向けに中国からの輸入代行業を営む者であるが、本件収支報告によれば、令和7年1月6日から同年4月21日にかけて雑貨輸入販売業（D）のサイトの会費収入とオンライン販売（E）の売上で合計533万8154円の入金があり、同期間における支出額は、136万9253円となっており、黒字となっている。

（イ）また、本件会社の代理人弁護士から収入と支出の一部を関連会社に移行していることを確認した。

（ウ）さらに、令和7年5月22日に本件会社の代理人弁護士から「（本件会社に）売上有るため、しばらくは法的倒産手続きを行うことはない」と確認した。

イ 再開する見込みがないこと

処分庁は、上記アのとおり、本件会社の事業活動が継続していることから、再開の前提となる事業活動の停止に至っていないと判断した。

ウ 賃金支払能力がないこと

処分庁は、上記アのとおり、本件会社が資産を有し、継続的な入金が認められることから、賃金支払能力がないとは認められないと判断した。

（3）事業主が、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態であるか否かの判断に当たっては、一方当事者から提出された資料だけではなく、その資料の裏付けとなる客観的資料を収集し、十分な証拠書類に基づいて慎重に判断すべきである。

そうであるにもかかわらず、処分庁は、以下に述べるとおり、本件会社の代理人弁護士から提出された資料及び本件会社の代理人弁護士の申述の裏付けとなる客観的資料を収集しておらず、本件不認定処分にあたり必要な調査が尽くされているとはいえない。

ア 事業活動の停止の有無について

処分庁は、前記2（2）アのとおり、本件収支報告及び本件会社の代

理人弁護士の申立て（令和7年4月以降も継続してサイト収入の見込みがあるため、法的倒産手続を行う見込みがないこと）に基づき、事業活動が停止していないと判断しているところ、本件収支報告の記載内容を裏付ける客観的資料は事件記録中に存在せず、処分庁が銀行預金口座の取引明細を入手する等して、その内容に誤りがないか確認した形跡は見当たらない。

また、本件収支報告における直近の入金日は、令和7年4月21日であり、本件不認定処分は、令和7年5月29日付けであるところ、事業活動が停止していないと判断するのであれば、同年4月22日以降の収入の見込みについて、取引先への聴取やサイトの会員との契約書類等により確認すべきであるのに、処分庁がそのような確認をした形跡は見当たらない。

イ 賃金支払能力がない状態か否かについて

処分庁は、前記2（2）ウのとおり、本件収支報告上、本件会社の収支が黒字であり資産を有することを根拠に、本件会社において、賃金支払能力がない状態であるとは認められないと判断しているところ、上記アのとおり、銀行預金口座の残高を確認していない。

ウ 本件会社の債権債務の調査について

A労働基準監督署の担当者は、本件会社の債権債務状況を確認するため、本件会社の代理人弁護士に対して、取引先や問合せ先の教示を2回にわたり求めている（処理経過）。

しかしながら、これに対する本件会社の代理人弁護士からの回答は得られていない。

エ 処分庁も取引先等第三者からの聴取が必要と考えて取引先等の教示を求めたと考えられることからすれば、本件会社の代理人弁護士に更なる回答を求め、取引先等の第三者からの聴取をするとともに、銀行預金口座の取引明細を入手する等して、本件収支報告の記載内容に誤りがないか確認すべきであった。

（4）上記アからウまでについて、審理員及び審査庁が、処分庁に対して、資料の追加提出を求めた形跡はなく、審理員及び審査庁は、処分庁が提出した事件記録のみをもって、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの判断をしている。

（5）以上によれば、審査庁は、本件会社が、事業活動が停止し、再開する見

込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態か否かについて、必要な調査検討を尽くしたとはいえ、改めて調査検討した上で、本件不認定処分の是非を判断すべきである。

### 3 付言

前記第1の2(2)のとおり、賃確法7条は、未払賃金の立替払事業に係る事業主の要件の一部を賃確令2条1項に委任しているところ、同項は4号において、事業主が「事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態」になったことについて、労働基準監督署長の認定があったことを掲げ、さらに、この「厚生労働省令で定める状態」について、賃確則8条が「事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこと」として具体化しているところである。したがって、賃確法7条及び賃確令2条1項4号の規定に基づく認定をするための具体的要件は、事業主が、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことである。よって、不認定処分をする場合の理由としては、認定した具体的事実を記載した上で、上記要件（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったこと）のうち、どれに該当しないのかを、根拠法条とともに記載すべきである。

なお、本件不認定通知書には、本件不認定処分の理由として、「事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態であるとは認められず、かつ、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない状態であるとは認められないため。」と記載されている。

しかしながら、本件不認定通知書の理由の記載前段の「事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態」であると認められないことと、後段の「事業活動が停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない状態であるとは認められない」ことは、「かつ」で並記される関係にはないから、この点においても、当該記載は相当とはいえない。

### 4 まとめ

以上によれば、本件審査請求については、必要な調査検討が尽くされていないから、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	田	澤	奈	津	子
委	員	下	井	康		史
委	員	羽	田	淳		一